

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

「会社は誰のためにあるのか?」、「経営のチェックは誰の手によって行われるべきか?」を考えながら、

- (a)意思決定の過程の透明性の向上
- (b)ディスクロージャー(情報開示)及びアカウンタビリティ(説明責任)の強化
- (c)コンプライアンス(遵法)の徹底
- (d)危機管理の徹底

を基本方針とし、株主、取引先、地域社会及び従業員等ステークホルダーとの良好な関係を築き上げつつ、健全かつ効率的に業務を遂行するシステムを構築いたします。この目的を達成するために、内部監査部並びにコンプライアンス委員会の機能強化を図ると共に、監査等委員会、会計監査人との協働体制を構築いたします。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示を行っています。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させています。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

また、ステークホルダーとの協働を実践するため、代表取締役社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。具体的には、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページや事業報告書等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

(4) 取締役会等の責務

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。また、社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制の構築を推進します。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しております。

そのため、IR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3 最高責任者等の後継者の計画】

当社は執行役員等に対して、執行役員会議をはじめとする重要な会議体への出席、各種トレーニングの実施等、経営者としての知識・経験が深まる機会を提供して内部人材の育成に努めると同時に、最高経営責任者の後継者は社外からの候補者も含め最適な人材を選定することとしております。最高経営責任者等の後継者計画に対して適切に監督を行う体制については今後の課題とし、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、継続して検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は12名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うために適正な規模、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し、多様性を確保した人員で構成することを基本的な考え方としております。また、監査等委員である取締役には、財務・会計・法務に関する知識を有する人物を複数名選任しております。現在の取締役は全員男性かつ日本人となっておりますが、ジェンダーや国際性面での多様性確保についても引き続き検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

現在当社は中期経営計画を策定中であります。当該計画では、資本コストを踏まえた経営計画の立案を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、主に取引先企業との取引関係・提携関係を維持・強化する目的で取引先の株式を保有しており、毎年取締役会において、その目的

により得られる利益と投資コスト等を総合的に考慮して、上場株式銘柄を対象に具体的に保有の妥当性を検討しております。なお、今後の状況に応じて、保有意義が十分でないと判断される場合には縮減するなど見直しをしております。また、議決権行使にあたっては、当該企業の中長期的な企業価値向上に資する提案かどうか、及び当社への影響等を総合的に判断して行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社がその役員や主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の退職給付への充当を目的に、確定給付企業年金制度を採用しており、積立金の管理及び運用等に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結し、その運用を委託しております。なお、管理部がその業務を担当しており、独自に定める年金資産運用にかかる基本方針に基づき運用機関の運用実績等をモニタリングするとともに、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることで適切に管理しております。また、経営会議等を通じて、役員に定期的にその運用状況等を報告しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 当社の経営理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページにて開示しております。<http://www.twinbird.jp/c/philosophy.php>
- (2) コーポレートガバナンスの基本方針は本コーポレートガバナンス報告書に開示しております。
- (3) 業務執行取締役の報酬は固定報酬と賞与と業績評価に基づいて評価される株式報酬で構成され、取締役会決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の協議により決定しています。また、監査等委員でない社外取締役の報酬は固定報酬と賞与で構成され、取締役会決議により決定しています。なお、取締役の報酬については、独立社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。
- (4) 業務執行取締役・監査等委員である取締役、社外取締役の候補の指名は、国籍、性別に拘らず、人格、見識、能力の優れた人物を指名する方針とし、経営陣幹部の選解任は監査等委員会の意見を聞いた上で、取締役会決議により決定しています。また、監査等委員である取締役の候補者の指名は監査等委員会の同意を得て指名しています。なお、取締役候補の指名については、指名・報酬委員会の審議を経ております。
- (5) 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知に開示しています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の明確化および開示】

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程で定めており、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式・社債および新株予約権に関する事項、会社財産等に関する事項、その他の事項について、会社法等の法令に定める事項およびこれに準ずる重要事項について、取締役会の決議をもって決定することとしています。

一方、経営における責任体制を明確化し、権限の委譲による意思決定の迅速化を図ることをめざすことを目的に、取締役会規程や経営会議規程に定める事項以外の業務執行上の事項については、執行役員で構成される会議にて議論し、方針を決定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況の開示】

当社の取締役は、他の上場会社の役員を兼任していません。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、年に1回取締役会の実効性について全取締役（監査等委員である取締役を含む）を対象としたアンケートを実施しその結果を取りまとめ、取締役会において分析・評価をすることとしています。

評価結果の概要については、ビジネスモデルの変革や新製品開発の方向性等について取締役会にて更なる議論が必要であると認識しております。今後は適宜改善を図り、取締役会の実効性をさらに高める努力を継続して取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニングの方針の開示】

当社では、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役および監査等委員の知識や能力の向上を図っています。取締役、監査等委員に対しては、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入および人的ネットワークの構築を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査等委員の請求等により、社内規程に基づき当社にて負担しています。社外取締役には、就任時に、当社グループの事業、財務、組織を含めた概況に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、当社施設の見学など、当社グループの理解を深めるための施策を実施します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では企画管理本部が株主との対話を統括し、経営企画部をIR担当部署としています。経営企画部は財務経理や総務等、IR活動に関連する部署と連携し、株主との対話を推進しています。

株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、IR活動を実施しています。それらで得られる株主の反応は、随時、経営幹部に報告しています。なお、株主との対話に際してはインサイダー規程を策定し情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 双栄	1,190,000	13.16
EH 株式会社	765,000	8.47
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	626,831	6.94
深江 夏樹	554,000	6.14
ツインバード従業員持株会	483,700	5.36
株式会社 第四銀行	436,000	4.83
野水 敏勝	329,300	3.65

日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	288,300	3.19
株式会社 日本政策投資銀行	276,000	3.06
野水 重勝	270,600	3.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	16名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
島田 正純	他の会社の出身者												
近野 茂	公認会計士												
駒宮 史博	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田 正純			島田印刷紙加工株式会社の代表取締役を兼任しております。当社は同社と原材料の仕入れに係る取引がありますが、その取引金額は僅少であります。	会社経営者としての幅広い経験と豊かな識見を有しております。加えて、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
近野 茂				公認会計士としての幅広い経験と豊かな識見を有しております。加えて、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。

駒宮 史博				弁護士・大学教授として法律・税務、特に国際税務に関する高い見識を有しております。加えて、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
-------	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新** あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

監査等委員会は、内部監査部の担当者に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員会は、会計監査時に会計監査人と適宜情報・意見交換をするほか、会計監査人の監査に同行・立会いなどを行っております。監査等委員会と内部監査部は、適時適切な情報伝達と意見交換をおこない、監査の実効性・効率性の向上を図っております。また、監査等委員会と会計監査人につきましても、定期的な会合や支店営業所監査への同行などを行い、常に連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 **更新** あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

当社は独立社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会を設置しております。取締役の選任や報酬等に関する事項について総合的見地から審議しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。当社は東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しており、社外取締役の選任については当社との関係、代表取締役その他の取締役及び重要な使用人との関係を勘案し、独立性について問題のない人材を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしていません。
事業報告及び有価証券報告書では、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。
平成30年2月期における取締役に対する取締役報酬は次のとおりであります。
・取締役を支払った報酬 115,428千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で決定された限度内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、役員報酬については、決定前に指名・報酬委員会の審議を経るものとします。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

重要事項については、当社の経営陣が社外取締役へ連絡、相談をしております。
また、取締役会の付議事項については経営企画部より事前説明を行うとともに、迅速に情報提供を行う体制を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
野水 重勝	特別顧問	知見に基づく社内への助言(経営 非関与)	非常勤・報酬有	2011/06/22	1年ごとに必要に 応じて更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新**

1名

その他の事項 **更新**

特別顧問 野水重勝は、経営上のいかなる意思決定にも関与しておらず、長年当社の経営に携わった経験に基づく知見を活かし、社内への助言や激励等の活動をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(a)取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名と、監査等委員である取締役3名で構成されており、原則として毎月1回定例的に開催し、経営基本方針・重要事項の審議・決定をおこなっております。

(b)経営会議

経営会議は、業務執行取締役3名と、常勤監査等委員である取締役1名で構成されており、原則として毎月1回定例的に開催し、取締役会の定める経営基本方針に基づき、経営上の重要事項に関し、審議・決定をおこなっております。

(c)監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名及び監査等委員である社外取締役2名で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催し、監査方針の決定、監査状況の報告、監査事項の改善などをおこなっております。

監査等委員は取締役会に出席するとともに、常勤の監査等委員が経営会議などの重要会議へ定例的に出席することで、監査機能の強化、経営の透明性の向上に努めております。また、監査等委員会は、会計監査時に会計監査人と適宜情報・意見交換をするほか、会計監査人の監査に同行・立会いなどを行っております。

(d)会計監査人

公認会計士による監査は、当社グループは太陽有限責任監査法人を選任し、監査を受けております。

担当公認会計士は小松亮一、須永真樹の2名です。

(e)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の第56期定時株主総会は平成30年5月29日に開催し、招集通知は平成30年5月8日に発送しております。 今後も早期発送できるよう努めてまいります。
その他	株主総会会場に隣接するショールームを開放し、当社製品で調理したものを試食してもらう等、より一層当社と当社製品について理解を深めていただくよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・新潟県燕市の交流事業への参画 ・地域イベントの開催/参加 ・ソーラー発電事業の実施
その他	決算早期化と企業財務情報開示の早期化、内部統制組織の整備

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

内部統制が自律的に機能する組織を構築すると共に、その活動をフォロー・指導・改善する支援機能(内部監査部門・コンプライアンス委員会・監査等委員会・会計監査人などの相互協働により)の確立により、内部統制システムを実効あるものとします。

(2) 内部統制システムの整備

当社は、法令に則り、以下の通り「内部統制システムの整備の基本方針」を決定し、単に不祥事を未然に防ぐだけのものではなく、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題と捉え、業務の有効性、効率性及び適正性の確保に努めます。

- (a) 取締役・執行役員・従業員(以下、全役職員といいます)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、コンプライアンスの推進を統括し、会社法その他の法令に則った会社運営を行う旨の基本方針を決定します。
 - ・コンプライアンス委員会は、関連する規程、マニュアル等を明文化し、全役職員への徹底を図ります。
 - ・コンプライアンスの維持については、取締役・執行役員が自己の分掌範囲について責任を持って行い、各部門長は、担当業務に適用される法令とその改正状況を把握するとともに、関連部門へ周知をすることにより、法令遵守の徹底を図ります。
 - ・監査等委員会は、内部監査部と連携して独立の立場から当社全体のコンプライアンスの状況について監査します。
 - ・コンプライアンス委員会を、法令上疑義のある行為等について全役職員が直接情報提供する窓口として置き、運用します。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに職務の執行の効率性が確保される体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の確認をおこないます。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を開催し、業務執行に関する意思決定を機動的におこないます。業務執行機能を強化するため執行役員制度を採用するほか、取締役・執行役員・本部長等で構成される執行役員会議を毎月開催し、経営課題の協議・決定・報告をおこなっております。いずれもテーマに応じて検討会を実施しております。
 - ・取締役会その他重要な会議の議事録や稟議書類、財務に関する重要な情報等の保存対象書類、保存期間、検索のための分類方法及び保存場所等を定める文書管理規程を作成し、取締役、監査等委員・執行役員がこの規程に基づき、必要な文書等を容易に閲覧できるようにします。
 - ・業務分掌規程及び職務権限明細表に則り、全役職員の職務の執行の効率性を確保します。
 - ・業務の簡素化、ITの適切な利用を通じ、業務の効率化を推進します。
- (c) 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制
 - ・品質、災害、環境、情報セキュリティ等経営に重大な影響を及ぼす不測事態による損失を防止するために、リスク管理に関する規程や不測事態対応マニュアルを整備するとともに、それらについて全役職員に対し、教育研修を実施し、予防体制を確立します。
 - ・全役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合、もしくは発生した場合は、内部監査部及び関連部署へ報告することとし、内部監査部は監査等委員会に報告します。
 - ・重要な勘定科目や取引に関連する業務フローを見直し、問題点(リスク)を洗い出し、内部牽制システムを構築する等、コントロールの対策をとります。
- (d) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務の状況について毎月報告を受ける等を内容とする関係会社管理規程を定め、グループ全体での適切な情報の共有と意思疎通を図り、経営の適正性を確保します。
 - ・当社は、月一回、当社及び当社子会社の取締役・執行役員・本部長等が出席する執行役員会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該執行役員会議における報告を義務付けています。
 - ・当社は、執行役員会議を通じ当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しています。
 - ・当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。
 - ・当社は、コンプライアンスに関連する規程、マニュアル等を明文化し、当社グループのすべての全役職員に周知徹底します。
- (e) 監査等委員会の職務を補助すべき全役職員
 - ・監査等委員会は、内部監査部の担当者に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)・執行役員等の指揮命令を受けないものとします。
- (f) 全役職員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
 - ・監査等委員会が選定する監査等委員は、本社その他の拠点ならびに関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘等を実施しており、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて全役職員にその説明を求めます。
 - ・当社グループの全役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告をおこなうものとします。
 - ・当社は、当社の監査等委員会へ報告をおこなった当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをおこなうことを禁止しその旨を当社グループの全役職員に周知徹底します。
 - ・当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けています。
 - ・監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務の執行状況を監査します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、組織として毅然とした対応を取ることを行動規範に定め、全社の重点施策として位置付けております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署を定め、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに報告・相談する体制を整備しております。

また警察等が主催する連絡会に加入するなど平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰ぎ、最新情報を共有することにより被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

- (1) 当社の会社情報の適時開示の主管部門は、情報取扱責任者を委員長とする情報管理委員会が統括しています。
- (2) 情報管理委員会は、会社の経営上の発生事実・決定事実・決算に関する情報を収集し、東京証券取引所より示されている「会社情報適時開示ガイドライン」を基準に、情報内容を検討し開示が必要と判断した場合は速やかに東京証券取引所へ提出しています。
- (3) 開示情報の決定にあたっては、
 - (a) 決定事実及び決算に関する事項は取締役会の承認
 - (b) 発生事実については代表取締役社長の承認を得て、情報取扱責任者が東京証券取引所へ提出しています。